愛媛県廃棄物許可業者行政処分取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第 137号。 以下「法」という。)の規定に基づき知事が行う行政処分に関し必要な事項を定める ことにより、行政処分を公平かつ適正に行うことを目的とする。

(定義)

- 第2条 この要領において「行政処分」とは、次の各号のいずれかの処分を命ずる ことをいう。
 - (1) 法第9条の2の2、第14条の3の2、第14条の6又は第15条の3の規定に基づ く許可の取消し(以下「許可の取消し」という。)
 - (2) 法第14条の3又は第14条の6の規定に基づく事業の全部又は一部の停止の命令 (以下「事業停止命令」という。)
 - (3) 法第9条の2第1項又は第15条の2の7の規定に基づく一般廃棄物処理施設又 は産業廃棄物処理施設(以下「施設」という。)の使用の停止の命令(以下「使 用停止命令」という。)
- 2 この要領において「許可業者」とは、法第8条第1項、第14条第1項若しくは第 6項、第14条の4第1項若しくは第6項又は第15条第1項の規定による許可を1以 上取得している者をいう。
- 3 この要領において「違反行為」とは、法又は法に基づく処分に違反する行為その 他行政処分を行う対象となる全ての行為をいう。
- 4 この要領において「欠格条項」とは、法第7条第5項第4号イからヌまで及び第 14条第5項第2号イからへまでの規定をいう。

(行政処分を行う場合の原則)

- 第3条 行政処分は、行政指導を行うだけでは、法の目的を達成できないと認められる場合に行うものとする。
- 2 行政処分を行うに当たっては、営業の自由を十分に尊重し、何ら合理的な理由な く特定の者を差別的に取り扱い、又は不利益を及ぼすことのないようにするととも に、行政処分の内容は、違反行為の態様等に比例したものとしなければならない。

(許可の取消しの基準)

第4条 知事は、許可業者が別表第1各項のいずれかに該当する場合は、許可の取消 しを行うものとする。

(事業停止命令の基準)

- 第5条 知事は、許可業者が別表第2の左欄各項のいずれかに該当する場合は、同欄 に掲げる場合の区分に応じ、同表の右欄に掲げる日数を上限とする期間を定めて、 事業停止命令を行うものとする。
- 2 事業停止命令は、当該違反業者に係る産業廃棄物処理業の事業の全部を停止させるものとする。ただし、事業の一部を停止させることにより法の目的を達成するこ

とができると認められるときは、この限りでない。

(使用停止命令の基準)

- 第6条 知事は、許可業者が、別表第3の左欄各項のいずれかに該当する場合は、同欄に掲げる場合の区分に応じ、同表の右欄に掲げる日数を上限とする期間を定めて、 使用停止命令を行うものとする。
- 2 使用停止命令は、施設全部の使用を停止させるものとする。ただし、施設の一部 の使用を停止させることにより、法の目的を達成することができると認められると きは、この限りでない。

(行政処分の軽減の特例)

- 第7条 知事は、行政処分の決定に当たって、情状酌量すべき相当の事情その他知事が適当と認める特別の事由があるときは、第4条(別表第1 1から3の項を除く。) 第5条第1項又は前条第1項の規定にかかわらず、行政処分の内容を軽減することがある。
- 2 前項の場合において、別表第2 2の項若しくは3の項又は別表第3 2の項若 しくは3の項に掲げる違反行為等に対する行政処分の内容を軽減する場合は、それ ぞれ該当する項の次の項の右欄に掲げる日数を下回る日数を事業停止命令の期間と する軽減は、行わないものとする。

(公表)

第8条 知事は、違反行為等が重大でかつ社会的影響が大きく、法の目的を達成する ために特に必要があると認めるときは、決定した行政処分の内容、被処分者の氏名 又は名称及びその原因となった違反行為等の概要を公表することがある。

(履行の確認)

第9条 知事は、行政処分を行った場合は、法の規定に基づき関係事業所等に対して 立入検査を行い、行政処分の履行状況を確認するものとする。

(雑則)

第10条 この要領に定めるもののほか、行政処分の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- この要領は、平成13年 4月12日から施行する。
- この要領は、平成13年10月17日から施行する。
- この要領は、平成15年12月 1日から施行する。
- この要領は、平成18年 1月17日から施行する。
- この要領は、平成23年 4月 1日から施行する。

別表第1(第4条、別表第2、別表第3関係) 許可の取消しの基準

- 1 欠格条項に該当するに至ったとき。
- 2 事業停止命令に違反したとき。
- 3 使用停止命令に違反したとき。
- 4 次の各号のいずれかに該当する場合
- (1) 法第8条第1項の規定に違反したとき。
- (2) 法第9条第1項の規定に違反したとき。
- (3) 法第9条の2の規定に違反したとき。
- (4) 法第9条の2第1項第1号、第2号又は第4号の規定に該当し、かつ、当該該 当事項の改善を図ることができないと認められるとき。
- (5) 法第9条の2の2第1項第3号の規定に違反したとき。
- (6) 法第9条の5第1項(第15条の4において準用する場合を含む。)の規定に違反 したとき。
- (7) 法第10条第1項(第15条の4の7第1項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定に違反し、又は未遂に終わったとき、若しくはその予備をしたとき。
- (8) 法第12条第5項の規定に違反したとき。
- (9) 法第12条第6項の規定に違反したとき。
- (10) 法第12条の2第5項の規定に違反したとき。
- (11) 法第12条の2第6項の規定に違反したとき。
- (12) 法第14条第1項又は第6項の規定に違反したとき。
- (13) 法第14条第15項又は第16項の規定に違反したとき。
- (14) 法第14条の2第1項の規定に違反したとき。
- (15) 法第14条の3 (第14条の6において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。
- (16) 法第14条の3第2号又は第3号の規定に該当し、かつ、当該該当事項の改善を図ることができないと認められるとき。
- (17) 法第14条の3の2第1項第6号(第14条の6において準用する場合を含む。)の 規定に違反したとき。
- (18) 法第14条の3の3の規定に違反したとき。
- (19) 法第14条の4第1項又は第6項の規定に違反したとき。
- (20) 法第14条の4第15項又は第16項の規定に違反したとき。
- (21) 法第14条の5第1項の規定に違反したとき。
- (22) 法第14条の6の規定に違反したとき。
- (23) 法第14条の7の規定に違反したとき。
- (24) 法第15条第1項の規定に違反したとき。
- (25) 法第15条の2の6第1項の規定に違反したとき。
- (26) 法第15条の2の7の規定に違反したとき。
- (27) 法第15条の2の7第1号、第2号又は第4号の規定に該当し、かつ、当該該当事項の改善を図ることができないと認められるとき。
- (28) 法第15条の3第1項第3号の規定に違反したとき。
- (29) 法第15条の4の規定に違反したとき。
- (30) 法第15条の4の5第1項又は第4項の規定に違反したとき。
- (31) 法第15条の4の6第1項の規定に違反し、又は未遂に終わったとき、若しくはその予備をしたとき。
- (32) 法第16条の規定に違反し、又は未遂に終わったとき。
- (33) 法第16条又は16条の2の規定に違反した罪を犯す目的で廃棄物の収集又は運搬をしたとき。
- (34) 法第16条の2の規定に違反し、又は未遂に終わったとき。
- (35) 法第16条の3の規定に違反したとき。
- (36) 法第19条の3の規定による命令に違反したとき。
- (37) 法第19条の4第1項の規定による命令に違反したとき。
- (38) 法第19条の5第1項の規定による命令に違反したとき。
- (39) 法第19条の6第1項の規定による命令に違反したとき。

- 5 事業停止命令若しくは使用停止命令を受けた日から2年を経過しない者が、第5条第1項の規定による事業停止命令又は第6条第1項の規定による使用停止命令の対象となる違反行為をしたとき。
- 6 前各項に掲げる場合のほか、違反行為の内容が特に悪質と認められるとき、 又は生活環境の保全上重大な支障を生じる違反行為をしたとき。

別表第2(第5条、第7条関係) 事業停止命令の基準

<u>別</u> ā	長第 2	!(第5	条、	第 7	条関係	系)	事業係	<u>計止命</u>	令の基準	集				
									亥当する のに限		(第4	4 条の	1 8	0日
2	(1)	法場の法である。	14条 合をで きを図 15条 るもの	の33 含む。 図るこ のの。 ののき。	第 2 号)の規 ことがで の 7 第 当該	又は 定に できる 1号 該当	該当し らと認め 、第2 事項の	(第14 ている られる 号又は 改善を	4条の 6 5 6 6 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8	O、当 号の規 ことが	該該 定に できる	当事項 亥当し	期間 急措 要な!	な改善 又は応 間間
3	(1) (2) (3)	法第1 法第1 法第1	2条(2条(5条(D 4 第 D 6 第 D19第	第1項 <i>0</i> 第3項 <i>0</i> 第4項 <i>0</i>	D規定 D規定 D規定	こによる	えした。 6命令I 6命令I	とき。 こ違反し こ違反し こ違反し	ったと	き。		9	0日
•	(1)	法第1	5条0	ひ2第	5 項 <i>の</i>)規定	「る場合 Eに違反 D規定に	したと	こき。 したとき	5 0			6	0日
5	(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (10 (11 (12 (13 (14) (15) (16) (17) (18) (19) (19) (10) (10) (11) (12) (13) (14) (15) (16) (17) (17) (18) (19) (19) (19) (19) (19) (19) (19) (19	法法法法の法き法と法法法法的法法法法法法法法法法法法法法法法法法法法法法法法法法	8121112121 1。1441101411515151515151515151515151515151	の第第ののの違の の 第第のの定のののののののの 3 8 2 2 3 反 4 5 3 17 2 3 に 4 4 5 2 2 2 2 4	の項項第第第し第(第)項項第第該第第第ののののののの又381た2)1(又の33当3832467規第規は項項項と項(項)は規項写し項項項第の第第定)	1定第の又、き、「か」第定の(た又のの1規34に項に3規は第。第一ら「4に規第とは規規項定項号違	の違頃定第3~3~第~項違定1き第定定のにのの反規反のに4項(項)3~の反に4。4にに規違規規し定し規違項が(又)項(規し違の)項違違定反定定た	た定反のら は 又 定た反う の反反にしににととにし規第 第 は にとしに 規しし違た違該きき違た定6 4 第 違きたさ 定たた反と反当。	反とに項 項 5 反。とう にととししき違、 の 項 し きヽ 違ききたた。反9 丼 の た 。ダ 反。。と	と し9 足 規 と 「用 し き きき。 た項 に 定 き す さ	又は覚に違ん	ったと えした		0日

(22) 法第15条の4の7第2項の規定に違反したとき。 (23) 法第15条の19第1項から3項までの規定に違反したとき。 (24) 法第18条の規定による報告を拒み、又は虚偽の報告をしたと き。 (25) 法第19条第1項又は第2項の規定による検査又は収去を拒 み、妨げ、又は忌避したとき。 (26) 法第21条第1項の規定に違反したとき。	3 0 日
6 前各項に掲げる違反行為以外の違反行為をしたとき。	10日

別衣第 3 (第 0 宗、第 / 宗関係 <i>)</i> 使用停止叩うの基準	
1 別表第1 4、5又は6項のいずれかに該当する場合(第4条の規定により許可の取消しを行わなかったものに限る。)	180日
 2 次の各号のいずれかに該当する場合 (1) 法第9条の2第1項第1号、第2号又は第4号の規定に該当しているものの、当該該当事項の改善を図ることができると認められるとき。 (2) 法第14条の3第2号又は第3号(第14条の6において準用する場合を含む。)の規定に該当しているものの、当該該当事項の改善を図ることができると認められるとき。 (3) 法第15条の2の7第1号、第2号又は第4号の規定に該当しているものの、当該該当事項の改善を図ることができると認められるとき。 (4) 法第21条の2第2項の規定による命令に違反したとき。 	置 に 必 要 な期間
 3 次の各号のいずれかに該当する場合 (1) 法第12条の4第1項の規定に違反したとき。 (2) 法第12条の6第3項の規定による命令に違反したとき。 (3) 法第15条の19第4項の規定による命令に違反したとき。 (4) 法第19条の10第1項の規定による命令に違反したとき。 	90日
4 次の各号のいずれかに該当する場合 (1) 法第8条の2第5項の規定に違反したとき。 (2) 法第9条第2項の規定に違反したとき。 (3) 法第15条の2第5項の規定に違反したとき。 (4) 法第15条の2の6第2項の規定に違反したとき。	60日
5 次の各号のいずれかに該当する場合 (1) 法第8条の2の2第1項の規定に違反したとき。 (2) 法第8条の4(第9条の10第8項において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。 (3) 法第9条第3項又は第4項の規定に違反したとき。 (4) 法第9条の2第1項第4号の規定に該当したとき。 (5) 法第9条の7第2項の規定に違反したとき。 (6) 法第12条第3項、第8項又は第13項の規定に違反したとき。 (7) 法第12条の2第3項、第8項又は第14項の規定に違反したとき。 (8) 法第12条の3第1項、第3項から第6項、第9項又は第10項の規定に違反したとき。 (10) 法第12条の4第2項、第3項又は第4項の規定に違反したとき。 (11) 法第14条第13項又は第14項の規定に違反したとき。 (11) 法第14条第13項又は第14項の規定に違反したとき。 (13) 法第14条の2第3項の規定に違反したとき。 (14) 法第14条の3第3号(第14条の6において準用する場合を含む。)の規定に該当したとき。 (15) 法第14条の4第13項又は第14項の規定に違反したとき。 (16) 法第14条の4第13項又は第14項の規定に違反したとき。 (17) 法第14条の5第3項の規定に違反したとき。 (17) 法第15条の2の2第1項の規定に違反したとき。 (18) 法第15条の2の2第1項の規定に違反したとき。 (19) 法第15条の2の4の規定に違反したとき。	

(20) 法第15条の2の6第3項の規定に違反したとき。 (21) 法第15条の2の7第4号の規定に該当したとき。	3 0 日
 (22) 法第15条の4の規定に違反したとき。 (23) 法第15条の4の4第3項の規定に違反したとき。 (24) 法第15条の4の7第2項の規定に違反したとき。 (25) 法第15条の19第1項から第3項までの規定に違反したとき。 (26) 法第18条の規定による報告を拒み、又は虚偽の報告をしたとき。 (27) 法第19条第1項又は第2項の規定による検査又は収去を拒み、妨げ、又は忌避したとき。 	
(28) 法第21条第1項の規定に違反したとき。	
6 前各項に掲げる違反行為以外の違反行為をしたとき。	10日